

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

佐賀国民年金 事案 469

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月

国民年金保険料納付記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、保険料の納付の事実は確認できるが、還付されているとの回答があった。

昭和55年8月の国民年金保険料領収書を所持しており、厚生年金保険の資格取得日は同年9月1日であるため、申立期間の国民年金保険料が還付される理由も無いし、国民年金の未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料領収書により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、A町(現在は、B市)の被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料については、納付後に還付の記録がみられるが、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を昭和55年9月1日に取得しているところ、国民年金の強制加入期間である申立期間の国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月21日から同年3月25日まで

A社から、同社事業主の実弟が経営するB社（現在は、C社）に出向となったが、社会保険庁（当時）の記録では、昭和43年2月21日から同年3月25日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社との雇用関係の下、B社で勤務していたものと推認できる。

また、A社が保管する申立人の昭和43年分所得税源泉徴収簿によると、同年2月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、同社は、「申立人に係る同年2月分の保険料を同年3月末に納付した。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する所得税源泉徴収簿に記載されている昭和43年2月分の厚生年金保険料控除額（605円）に基づく標準報酬月額及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の同年1月の標準報酬月額から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履

行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したと主張するものの、A社が保管する申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えに資格喪失日は、昭和43年2月21日と記載されていることから、事業主が資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年2月の保険料についての納入告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀国民年金 事案 470

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から13年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から13年1月まで

平成11年7月会社を退職し、A市役所において同年8月ごろ国民健康保険及び国民年金の加入手続を行ったら、国民健康保険及び国民年金の納付書が送付された。

国民年金保険料は毎月納付するのが煩わしかったため、銀行の預金から保険料相当額を引き出して、銀行窓口で一括納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付していることを記憶しているのに、20歳から加入している年金に未加入期間があることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年7月に会社を退職した翌月に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が申立期間において国民年金に加入した記録は確認できない上、オンライン記録には、申立人に対して国民年金未加入者に加入を勧奨する国民年金加入勧奨状が13年2月20日及び14年2月20日の二度作成されていることが記録されている。

また、申立人は、平成11年8月ごろに申立期間の国民年金保険料を一括納付したと供述しているが、申立期間に係る国民年金保険料納付書は発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人が申立期間の保険料を納付したと供述する11年8月時点で納付可能な保険料は11年7月から12年3月までの保険料であり、申立期間のうち12年4月から13年1月までの期間に係る国民年金保険料納付書は12年4月に発行されるため、申立人の供述どおりに11年8月時点で申立期間すべての保険料を一括納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月
会社を退職した都度、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、市役所窓口で納付した。
申立期間について、国民年金の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、基礎年金番号導入（平成9年1月1日）後の平成9年4月21日に国民年金の資格取得年月日の訂正が行われるまでは、国民年金の未加入期間とされていたことがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時、申立期間の保険料納付書が作成されたとは考え難く、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月ごろから 34 年 3 月ごろまで
(A社)
② 平成 5 年 2 月から 7 年 6 月まで
(B社)

申立期間①について、昭和 33 年 4 月ごろから、定時制の学校に通いながら、A社（現在は、C社）に入社し 1 年間ぐらい勤務した。同社では、製品を加工する作業に従事した。

申立期間②について、B社に勤務した。同社では、営業の仕事に従事し、会社の寮に入っていた。同僚の氏名も数名覚えているので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶するA社の同僚の氏名が同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていること及び申立人が昭和 48 年に移転する前の同社の所在地を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に定時制の学校に通い、同時期に同社に勤務し、同じ業務に従事したとされる同僚は、入社してから 16 か月後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、A社の後継事業所であるC社は、申立期間当時の賃金台帳を保管しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の

氏名の記載は無く、当該期間の整理番号に欠番は無い上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は確認することができない。

加えて、申立人が姓のみを記憶する上司及び同僚二人について、A社に係る上記名簿で確認したところ、上司と思われる者の記録については確認できるものの既に死亡しており、当該同僚二人については、被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人がB社の寮の所在地や上司、同僚の姓を記憶していること及び勤務状況に係る具体的な記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の元総務部長は、「平成19年以前は、営業に従事していた者の給与は完全歩合給であり、昭和54年の創業時から在籍している者及び役職に就いている者以外は、原則、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、申立人が姓を記憶する上司二人及び同僚二人について、B社に係るオンライン記録を確認したところ、被保険者となっていないことから、同社では、営業職については、厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、B社は既に廃業しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。